

千葉県あんしんケアセンターさつきが丘指定介護予防支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 煌徳会 が開設する千葉県あんしんケアセンターさつきが丘指定介護予防支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援の事業及び第1号介護予防支援事業（以下「介護予防支援等」という。）の適正な運営を確保するために、事業の人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な介護予防支援等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 担当職員は、利用者の心身上の特性を踏まえ、その利用者が可能な限りその住み慣れた地域において、尊厳ある自立した日常生活を維持することができるよう配慮するとともに、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- 2 介護予防支援等の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類、特定の介護予防サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者又は介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公平中立に実施する。
- 3 介護予防支援等の運営に当たっては、千葉県、関係市町村、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めるものとする。
- 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 千葉県あんしんケアセンターさつきが丘
- 二 所在地 千葉県花見川区さつきが丘 2-1-1 ビューアイランドさつきが丘 106

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

職 種	職員数	職務の内容
管理者 (下記職種と兼務)	1 人	事業所の従業者の管理、利用申し込みに係る調整及び業務実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行う。
保健師等 主任介護支援専門員 社会福祉士 その他の介護予防支援等に関する知識を有する職員	各職種 1 人以上 (管理者を含む)	利用者からの相談に応じ、利用者の心身の状況や置かれている環境等に応じて、介護予防支援サービス等を適切に利用できるよう介護予防サービス計画または総合事業によるサービス計画を作成するとともに、指定介護予防サービス事業所等と連絡調整を行う。
事務職員	1 人以上	必要な一般事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

ただし、営業日及び営業時間外であっても、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

一 営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、祝祭日及び12月29日から1月3日までを除く。

二 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(介護予防支援等の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額等)

第6条 事業所は、介護予防支援等の提供に当たり利用者等に対し、センターの運営規程の概要、職員の勤務体制その他利用者等のサービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付するとともに懇切丁寧に理解しやすいように説明を行い、介護予防支援等を受けることに同意を得るものとする。

2 介護予防支援等の提供方法および内容は、指定介護予防支援等の人員および運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第29条から第31条および介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施について（平成27年6月5日 老振発 0605 第1号厚生労働省老健局振興課長通知）の規定に従って実施するものとする。

3 担当者が利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族等に面接して、解決すべき課題の把握（アセスメント）を行う。

4 アセスメントの結果を踏まえ、介護予防サービス・支援計画書の原案を作成する。

5 サービス担当者会議の開催等により、専門的な見地からの意見を求める。

6 介護 予防サービス・支援計画書原案の内容について、利用者又はその家族に対して、説明し、同意を得たうえで、介護予防サービス・支援計画書を交付する。

7 介護予防サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）を行い、計画の達成状況について評価する。

8 事業を提供した場合の利用料の額は、下記のとおりとする。

一 介護予防支援については厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

二 介護予防ケアマネジメントについては千葉市長が定める額によるものとする。

ただし、介護保険法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス・支援計画費が支払われる場合（法定代理受領）を除く。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の介護予防支援等の実施地域は、千葉市あんしんケアセンターさつきが丘が地域包括支援センターとして担当する区域と同一の区域とする。

《担当地域》

犢橋町、さつきが丘、三角町、千種町、宮野木台2丁目～4丁目

(介護予防支援業務の委託)

第8条 事業所は介護予防支援等の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、千葉市介護保険運営協議会地域包括支援センター運営部会の議を経た上で実施するものとする。

(苦情処理)

第9条 事業所は、提供した介護予防支援等に対する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口を設置するものとする。

(事故発生時の対応)

第10条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援等の提供により事故が発生した場合には、必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(法令の遵守)

第11条 介護保険法（平成9年法律第123号）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生省令第37号）その他の関係法令を遵守し、適正な運営に努めるものとする。

(秘密保持)

第12条 従業者は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者等の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じるものとする。また、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得るものとする。

2 従業員が退職後に、業務上知り得た利用者等の秘密を漏らすことがないように、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講じるものとする。

- 一 虐待防止の対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二 虐待防止のための指針を整備する。
- 三 従業者に対して定期的な研修を実施する。
- 四 前号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置する。

(ハラスメント防止に関する事項)

第14条 暴言・暴力・ハラスメントに対処するため、次の措置を講じるものとする。

- 一 従業者に対するハラスメント指針の周知・啓発を行う。
- 二 従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備を行う。

(業務継続計画の策定)

第15条 感染症や非常災害の発生時に、利用者への業務を継続的に実施するために次の措置を講じるものとする。

- 一 業務継続計画を策定する。
- 二 従業者に対する業務継続計画の周知、定期的な研修及び訓練を実施する。
- 三 定期的な業務継続計画の見直し及び変更を行う。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第16条

- 1 従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- 2 事業所内で感染症の発生予防及びまん延を防ぐため、次の対策を講じるものとする。
 - 一 感染症対策を検討する委員会を**おおむね6か月に1回以上**開催するとともに、その結果について、従業員に周知する。
 - 二 感染症対策の指針を整備する。
 - 三 従業員に対して定期的な研修を実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 担当職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3か月以内
- 二 所内研修・外部研修の受講 年1回以上
- 2 運営規程等の重要事項について、事業所の掲示及び閲覧可能なファイル等で備え置く事とする。
- 3 事業所は諸記録を整備し、全ての記録は5年間保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人 煌徳会及び事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、**令和6年4月1日から施行する。**